

5 G サービス契約の約款の一部改正

[ 改正 ]

[ 現行 ]

第1章～第11章（略）

第12章 雑則

第64条～第80条（略）

（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）

第81条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。

2 前項の規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。

第82条～第84条（略）

第13章（略）

料金表（略）

別表1～別表7（略）

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種	類
(略)	
(略)	

(2) 5G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種	類
(略)	

第1章～第11章（略）

第12章 雑則

第64条～第80条（略）

（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）

第81条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。

第82条～第84条（略）

第13章（略）

料金表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種	類
(略)	
みえる電話機能（みえる電話サービス）	
(略)	

(2) 5G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種	類
(略)	

<p>(略)</p>	<p>みえる電話機能 (みえる電話サービス)</p> <p>(略)</p>
<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和6年3月18日経企第4469号)  この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。  ただし、この改正規定中、みえる電話に関する部分は令和6年3月29日の当社が定める時刻から実施します。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p>